

19 ケアラー（ヤングケアラー）の人権課題

【コラム】ヤングケアラーへの理解を深めよう

教室に次のような児童・生徒はいませんか？

- ◆授業中眠そうにしている
- ◆毎日急いで帰宅しようとする
- ◆遅刻・早退・欠席が多い
- ◆制服や体育着、上履きなどが洗えていない
- ◆お弁当などの、普段と違う準備が必要な行事に欠席する
- ◆保護者の記載が必要な書類が返ってこない
- ◆友達との交流が少ない



ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことです。本人・保護者が家事や家族の世話をすることなどを当たり前だと思っていたり、家庭内の問題のため他の人に言いにくいという場合も多く、表面化しづらいのが現状です。教職員が日頃から子どもたちの様子を注意深く観察し、変化に気づくことが大切です。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守り・声かけ・気づかいなどの情緒的ケアをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



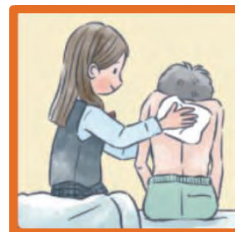
障がいや病気のある家族に代わり、家計を支えるために働いている。



精神疾患やアルコール・薬物・ギャンブルなどの問題を抱える家族の情緒的ケアや周囲との調整などを行っている。



がん・難病のほか慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



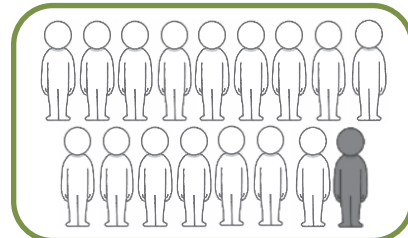
障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

こども家庭庁ウェブサイト「ヤングケアラーについて」 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>) をもとに作成

ヤングケアラーってどのくらいいるのでしょうか？

令和2年度と令和3年度に文部科学省・厚生労働省が実施した調査では、世話をしている家族が「いる」と回答したのは小学6年生で6.5%、中学2年生で5.7%でした。中学2年生においては、約17人に1人が世話をしている家族が「いる」と回答したことになります。

17人にひとりニクラスに1～2人



ヤングケアラーが直面する問題は？

家族の介護などをしながら学校生活を両立するのは容易なことではありません。宿題や勉強の時間や、友だちと過ごす時間の確保が難しかったり、睡眠時間が不足したりすることもあります。進学や就職においても通学・通勤の時間を考慮するなど、選択範囲が狭くなることもあります。また、精神的にも肉体的にも負担がかかり、体調を崩してしまうこともあります。

一人ひとり抱えているものが違うので、一様に決めつけるのではなく、寄り添うことが必要です。

◆◇◆先生たちの悩み・疑問にお答えします◆◇◆

Q ヤングケアラーかもしれないと思っても、こどもはなかなか自分のこと・家のことを話したが
りません。どうすれば話してもらえるでしょうか。

A 児童生徒は、家庭の事情を話すことで、大切な家族が責められたり悪く思われることを強く恐
れています。聞き出そうとする姿勢を前面に出しすぎると、誰しも警戒し、嫌な気持ちになり
ます。大切なのは、事実を無理に突き止めることではありません。児童生徒にとって話したく
なる信頼できる大人ができること、「いつでも聴くからね」という言葉や態度でのメッセージ
を投げかけ続けることが大切です。

Q ヤングケアラーかもしれないこどもがいたときに、学校の現場だけでは対応できない部分も出
てきます。そんな時はどこと連携すればよいでしょうか。

A 日頃からスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、キャンパスカウンセラーなど
を含めた校内支援会議で、心配な児童生徒の情報共有を行うことをお勧めします。幼稚園や保
育所、小・中学校などその児童生徒が前に所属していた校園や、兄弟の所属する校園との連携
により、重要な情報が得られることがあります。児童福祉関係機関と連携する必要が出てくれ
ば、校内の意思決定に伴い、スクールソーシャルワーカーが連携の連絡調整を行います。スク
ールソーシャルワーカーが配置されていない学校の場合は、管理職や生徒指導担当教諭などか
ら、各自治体の児童福祉関係機関に連絡していただくとういでしょう。そこから、児童ケース
ワーカー等がその家庭に必要な関係機関（高齢、障害、保健など各関係機関）との支援の調整
を行うこととなります。

ヤングケアラーの場合は、心理的な支援だけでなく、家庭支援や環境調整が必要であり、関係
機関との連携は大切です。個人情報に配慮の上、連携してください。

出典：こども家庭庁ウェブサイト ヤングケアラー特設サイト「教育関係者の方へ」
(<https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/educator/>)

ヤングケアラー支援の強化に係る法律が成立・施行されました

令和6年6月12日に施行された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・
若者育成支援推進法が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められ
る子ども・若者」として、ヤングケアラーを国・地方公共団体などが各種支援に努めるべき対象と明記し
ました。

都道府県及び市区町村（こども家庭センターなど）において支援対象であるかの判断を行うに当たって
は、その範囲を狭めることのないように十分留意し、一人ひとりの子ども・若者の客観的な状況と主観的
な受け止めなどをふまえながら、その最善の利益の観点から、個別に判断していくことが重要であるとさ
れています。

<参考資料など>

- ・「ヤングケアラーについて」こども家庭庁ウェブサイト
- ・「ヤングケアラーって、実はけっこう身近なのかも」こども家庭庁ウェブサイト 特設サイト
- ・「令和2年度 ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式
会社）
- ・「令和3年度 ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（株式会社日本総合研究所）
- ・「『子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律』の一部施行について（ヤングケアラー関係）」こ
ども家庭庁通知（令和6年6月12日）